

經濟論叢

第103卷 第2号

岡部利良教授記念號

献 辞	堀 江 英 一	
会計学的費用概念の論理構造	酒 井 文 雄	1
アメリカ鉄道独占の形成と公表会計実務	西 村 明	14
アメリカ動態論の生成基盤	津 守 常 弘	37
自己株式の会計	菅 原 秀 人	60
部分的取替の会計	高 寺 貞 男	76
架空利益排除と貨幣価値変動会計	中 居 文 治	93
法人税法上の会計処理基準の創設	河 合 信 雄	115
批判会計学の課題	野 村 秀 和	132

岡部利良 教授 略歴・著作目録

昭和44年2月

京 都 大 學 經 濟 學 會

自己株式の会計

菅原 秀人

I は し が き

株式会社が自社発行の社外株式を取得した場合、当該株式は自己株式（金庫株）とよばれる。

株式会社がその設立時もしくは増資時に発行した自社の株式を随時取得することができ、そしてまた、この取得株式を随時処分することができるということは、株式会社がその必要とする資金を株式と引きかえに一般大衆から、返済を必要としない条件で調達できることとともに、株式会社の最も注目すべき特徴の1つである。

アメリカにおいては、つとに自己株式の取得がさかんにおこなわれており、またわがくににおいても商法上は特定の場合をのぞき、自己株式の取得は禁止されているにもかかわらず、実際上は子会社や役員名義等により取得している場合が少なくないようである。

ところで、自己株式の取得およびその処分を会計学上どのように理解すべきであるかという問題は、株式会社が自社の株主にたいして発行した出資証券（株式）をみずから損益取引の対象にしうるという、株式会社の一見はなはだしい矛盾の具体的あらわれとして、会計学上、大いに議論の存するところである。

自己株式の取得をもって資産の取得とみるべきか、それとも資本の減少とみるべきか、そしてこのことと不可分の関係をもつわけであるが、当該株式の放出（処分）をもって売却とみるべきか、あるいは新規の資本調達とみるべきか、議論はまさに対立している。

小稿は、自己株式にかんする会計学上の通説を批判的に検討することを目的とするものである。

Ⅱ 自己株式取得の実態とその会計的処理

アメリカにおいては、自己株式の取得は株価維持、従業員にたいする株式の売却、資金調達（現物出資の場合）、株主構成の是正、端株の整理および株主による債務弁済等のためにおこなわれ、会社が自己株式を購入する権利をもっているとする見解が有力である²⁾、といわれている。ただし、その取得を無制限に認めるものではなく、そこにある種の制約が付せられる。その制約としては、① 自社株の取得は剰余金の範囲内でおこなわれるべきこと、② 資本金を損傷してはならないこと、③ 設立許可書に明記されている最低限度額以下に社外株式を減少させてはならないこと、④ 支払不能を招かないこと等があげられる²⁾。

ちなみに、1933年1月現在の調査によれば自己株式の取得を認めない州は当時の48州中わずかに2州、何らかの制約を付して認める州が22州あり、他方、何らの法的規制なしに認める州が6州、自己株式の取得にかんする規定のない州が18州であった。何らかの制約を付して自己株式の取得を認める22州のうち、剰余金の範囲内においてのみ認める州が11州で最も多く、ついで資本金が損傷されない場合のみ認めるとする州が8州、何らかの制限が適用される場合のみ認める州が3州であった³⁾。

この1930年代は自己株式の取引にたいしてとくに多大の関心が払われたといわれるが、その背景としては1920年代に多数の会社およびその役員が、さかんに自己株式の売買をおこない、そのさい、かれらは会社の利益操作によって株価の変動をあおり、もって多額の利益を獲得したことにたいする一般世論の反

1) J. K. Lasser, *Standard Handbook for Accountants*, 2nd ed., 1957, 9-p. 69; R. Wixson, *Accountants' Handbook*, 4 ed., 1957, 21-p. 31.

2) J. K. Lasser, *op. cit.*, 9-p. 69.

3) R. P. Marple, *Capital Surplus and Corporate Net Worth*, 1936, pp. 54-55.

感があずかって力があつたようにおもわれる。

さて、取得された自己株式は会計上、どのように処理されてきたかというに、Eric L. Kohler によれば、1930年代以前には処理の一般的基準はなく、ただ自己株式の存在とその数量とが年次報告書に記載される程度にすぎなかったようである。しかして、その後こんにちにいたるまでにみられた実務のパターンはつぎのごとくである。

- ① 自己株式の取得価額を払込資本と利益剰余金の合計額から控除する。
- ② 自己株式の取得価額を利益剰余金から控除し、もつて処分自由剰余金 (free surplus) を明示する。
- ③ 自己株式の取得価額を当該株式種類の払込剰余金および利益剰余金に按分比例する。
- ④ 額面金額を資本金、額面超過金を払込剰余金から控除する。
- ⑤ 自己株式の取得価額を投資として計上する⁴⁾。

以上がアメリカにおける自己株式の取得にかんする実態であるが、ひるがえつてわがくにの实態はどうであろうか。

周知のごとく、わがくににおいては自己株式の取得は商法上、つぎの場合をのぞき、いづれに禁止されている。すなわち、商法第210条によれば、① 株式の消却のためにするとき、② 合併または他社の営業全部の譲受によるとき、③ 会社の権利の実行にあたり、その目的を達成するために必要なとき、④ 営業の譲渡または譲受等を理由とする株式の買取請求、または合併を理由とする株式の買取請求にかんする規定により株式の買取をなすとき、以外には自己株式の取得は認められていないのである。

しかし、会田教授の調査によれば、わがくににおいては自己株式の取得は商法上認められている場合にかぎられず、むしろ資本調達、増資失権あるいは増資時の株価対策としてのテコ入れ買い、および貸付金勘定からの振替による場

4) E. L. Kohler, *A Dictionary for Accountants*, 2nd ed., 1957, pp. 489-490.

5) E. L. Kohler, *ibid.*, p. 490.

合の方が圧倒的に多いといわれ、したがって、自社株として表示されずに貸付金勘定のなかに姿を没しているものもかなり存在しているらしいことが指摘されている⁶⁾。

しかして、自己株式の会計的処理の実態については、流動資産中に独立の自己株式勘定を設けるか、あるいは「その他の流動資産」中に他の項目と一緒に計上するケースが多く、これら以外には投資勘定、仮払金勘定あるいは未決算勘定を利用する場合もみられるようであるが、資本控除項目として処理しているケースは調査のかぎりではまったく見当たらないようで⁷⁾、この点、前記アメリカの実態とはまさに対照的であるといつてよい。

Ⅲ 会計学上の通説および諸規定

会社が自己株式を取得した場合、当該取引を会計上どのように理解するかということはいへん重要なことである。この場合、消却のために取得した株式は問題ではない。何故ならば、消却のために取得した株式は遅滞なく破棄されるべきであり、破棄された株式に照応する資本をそれだけ減少させるだけのことである。したがって、この償還の場合を別とすれば、自己株式の取得においては将来におけるその売却が可能になり、かかる購入—売却による売買差益獲得の可能性が期待されるわけである。

会社が自己株式を取得した場合、当該取引を他社株式を取得したときとおなじように、資産取得取引とみるか、そうではなくて自己株式の取得はそれに照応する当該会社の資本の実質的減少取引（控除）とみるか、すなわち、これを端的にいえば、資産説と資本減少説とに会計学上の見解はわかれる。この両説のほかになお折衷説として、自己株式の取得目的により、たとえば従業員にたいする即時売却を目的とする場合は資産、その他の目的のために取得する場合は資本の減少とみるとする説もある⁸⁾。

6) 会田義雄、「会社財務会計」昭和41年、272-273ページ。

7) 会田義雄、前掲書、274ページ。

8) R. P. Marple, *op. cit.*, p. 53.

しかして、アメリカにおいては前記の実態そのままに資本減少説が支配的であり、資産説にたいする反論は非常につよいのである。William A. Paton はつとに資産説を鋭く批判し、Raymond P. Marple もまたおなじ立場をとっている。1930年代以降の一連の会計原則もまた資本減少説を主張しつつづけている。すなわち、A. A. A. の1936年の A Tentative Statement of Accounting Principles affecting Corporate Reports においては、再取得株式の原価は、当該株式が再発行可能であるならば、資産としてではなく、資本と剰余金との合計額からの一括控除分とみなすべきである、とされ、1941年の Accounting Principles underlying Corporate Financial Statements においても、再取得株式にたいする支出は、当該株式が再発行可能であるならば、貸借対照表上、資本金および剰余金からの一括控除分として計上すべきである、とされている。さらに1948年の Accounting Concepts and Standards underlying Corporate Financial Statements においては、会社が自己株式のために支出した金額は、当該株式が再発行可能であると否とにかかわらず、再取得株式によって代表される比例額まで払込資本の減額として処理すべきであること、つづく1957年の Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements においても、会社が自己株式を取得することは当該会社の資本構造の収縮を意味すること、自己株式にたいする会社の支出は醸出資本総額からの控除分として計上すべきこと、とされている。

他方、1938年の、Sanders, Hatfield, Moore 共編になる A Statement of Accounting Principles においても、自己株式は資本金からの控除項目として計上すべきであり、これが原則であること、が明記されている。

また S. E. C. の Regulation S-X, Rule 3-16 においても、再取得株式は、① 資本金、② 資本金および剰余金の合計額、③ 剰余金、のいずれかの控除分として独立項目として表示すべきことが規定されている。Louis H. Rappaport の指摘をまつまでもなく、この規定は自己株式を資産として計上すべきではないことをもって一般的原則としているわけである⁹⁾。

以上はアメリカについてみたものであるが、ひるがえって、わがくにおける見解をみると、以下のごとくである。

わがくにおける会計学上の有力な見解はその実務の実態とはまさに対照的に資本減少（控除）説であり、制度的にこの立場を代表するものは企業会計審議会である。同審議会が昭和25年に公表した「商法と企業会計原則との調整に関する意見書」および、昭和26年に公表した「税法と企業会計原則との調整に関する意見書」には、同審議会の見解がつぎのごとく述べられている。

まず、前者においては、「自己株式」の項において、商法第210条の規定により会社は株式消却のためにするとき、合併または他社の営業全部の譲受による時、会社の権利の実行にあたりその目的達成のために必要なとき、営業の譲渡または譲受等を理由とする株主の買取請求または合併を理由とする株式の買取請求にかんする規定により株式の買取をなすとき、以外には自己株式の取得を禁止されているのであるが、上記4つの場合のうち第1の場合以外には自己株式は一時資産として保有されることになるが、その資産的性質は他の有価証券とはまったく異なるものであるから、貸借対照表上、資産に計上しないで資本の部に控除形式で表示すべきこと、が主張されている。なお、その理由が末尾に記されているけれども、そこには「再取得した自己株式は、他の所有有価証券とは全く資産性を異にするものである」という、本文における文言がくり返されているだけで、本文において主張されている点の理由は一向にあきらかでない。

後者においては、「自己株式の買取差額および売却差額」の項において、つぎのごとくのべている。すなわち、税法と企業会計原則との調整上、重要な問題は売却差損よりも売却差益の解釈いかにある。税法上においては、自己株式の売却差益は営業上の利益と同様にみなして、これを課税所得として益金に算入するのであるが、その理由は、自己株式にかんする取引は他社株式を有価証券として取得し、ふたたびこれを売却する取引と実質上、同一であり、有価

9) L. H. Rappaport, *SEC Accounting Practice and Procedure*, 2nd ed., 1966, 14-p. 18.

証券売却益として課税所得に加えることが公平の原則に一致するという点にあるようである、として、附記において、すくなくとも商法上の自己株式については、その再取得および処分を資本取引とみなすことが合理的である、と。

他方、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(財務諸表規則)においては、流動資産にがんする第18条において、自己株式は自己株式の科目をもって別に掲記しなければならない、と規定し、また、「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則」においては、その第12条に、自己株式は流動資産の部に他の株式と区別して記載しなければならない、と規定している。

IV 通説の論拠

会計学上の通説は、取得された自己株式(金庫株)をもって資産ではなく、資本の減少(控除)項目であるとするのであるが、この場合、その論拠の1つとしては、自己株式と未発行株式との同質性があげられている。しかして、その同質性は主として、つぎの2点にもとめられているようである。1つは、自己株式は未発行株式とおなじように議決権や配当請求権をもたないとするものであり¹⁰⁾、いま1つは、自己株式は資本調達的手段としては未発行株式とおなじ地位、状態にある、とするものである。前者については後述の第2の論拠とも関連するところであるので、そこでふれることとして、ここでは後者、つまり自己株式は資本調達的手段としては未発行株式とおなじ地位、状態にある、とする見解についてみてみよう。

Paton によれば、自己株式は通常の未発行株式と同様に、将来発行されないかもしれない授権株式の一部を表現するものであり、株式の地位はその発行可能性によって影響をうけるものではなく¹¹⁾、自己株式は実質的には、未だ発行されたことのない授権株式とおなじ地位にあることを強調し、慣行としては取得された自己株式を金庫株と称しているけれども、この呼称は未発行株式にた

10) R. Wixson, *op. cit.*, 21・p. 32; W. A. Paton and W. A. Paton, Jr., *Corporation Accounts and Statements*, 1966, p. 186.

11) W. A. Paton and W. A. Paton, Jr., *ibid.*, p. 186.

いして適用しても、ちっともおかしくはないこと、つまり、自己株式は株主の手もとにない授権株式が当該会社の金庫のなかに保有されているのである¹²⁾。しかして、この発行会社の金庫のなかに保有されている授権株式は決して資産とみることができないのは、未発行株式を資産とみることができないのと同様であって、自己株式と未発行株式とのあいだに、区別すべきものはない。将来発行しうる株式はそれがどのような形態のものであれ、たんに資本調達的手段をあらわすのみであって、現実の財産ではない。自己株式が現金支出によって取得されるという事実から、それが資産を構成するというにはならない、というのである。かれは、自己株式が未発行株式とまったくおなじ地位のものであることを繰返し強調し、自己株式は発行されていない株式であって、実質上すくなくとも一時的には償還株式である¹³⁾、という。そしてこのことから、自己株式の取得は貸借対照表の借方勘定科目に関連するにとどまるものではなく、さらに貸方における株主持分にも影響をもつものであること、つまり、資本取引であることを主張するわけである。

自己株式をもって資本の減少（控除）項目であるとする通説のいま1つの論拠は、会社が当該会社自身の株主になることはできないという点に求められている。

この見解によれば、会社は自己自身の一部を所有することはできない¹⁴⁾、ということであり、Marple の表現をかりるならば、会社が自己自身の株主と考えられる場合にのみ、自己株式は当該発行会社の資産と考えられる、というのである。しかして、株主となるためには議決権、配当請求権、清算時の残余財産分配請求権のごとき諸権利をもつものでなければならぬのであるが、自己株式ははたしてこれらの権利をもっているのかといえ、これらの権利のいずれもおも、もってはいない¹⁵⁾、という。

12) W. A. Paton and W. A. Paton, Jr., *ibid.*, pp. 185-186.

13) W. A. Paton and W. A. Paton, Jr., *ibid.*, p. 205; W. A. Paton, *Accounting Theory*, 1922, p. 380.

14) R. Wixson, *op. cit.*, 21, p. 33.

Paton もまた端的に、会社は自身の株式を所有することはできない¹⁵⁾、と主張する。かれによれば、会社が遊休資金の一部もしくは全部を市場性ある有価証券に投資することがあるが、この場合、会社自身の株式がその投資対象になりうると考えるのは誤解であって、会社が自己自身の株式に投資するということとはありえないことである。つまり、遊休資金の投資の範疇には当該会社の既発行株式の取得はふくまれない¹⁷⁾、というのが Paton の主張するところである。

V 「2個の独自の取引」

C. P. A の William T. Sunley, Jr. は、20世紀初期のアメリカ法曹会の見解が自己株式をもって資産とみる立場であることを指摘して、会計士がかかる見解に同調することは好ましいことではないとし、自己株式の取得は原初投資の償還であり、発行済み資本の控除であること、かくて貸借対照表は現存社外株式数を表示すべきであること¹⁶⁾、を主張している。

ところで、自己株式の取得を資産の取得とみるか、発行済み資本の減少とみるかの問題は、たんにこれだけに終始するものではない。何故ならば、将来その株式がふたたび株主にたいして放出されるときに、当該取引をどのように理解し、処理すべきかという問題と、それはわかちがたく結びついているからである。会計学上の通説のごとく、自己株式の取得を発行済み資本の減少と解すれば、これはこれで1つの資本取引であり、当該株式の放出はこれとまったく隔離された、別個の新規資本調達取引(資本取引)であるということになる。両取引はそれぞれ何らの関連をもたない、まったく独自の取引であり、さらにそれらはともに資本取引であるとされることによって、当該取引からは利益は

15) R. P. Marple, *op. cit.*, pp. 61-62.

16) W. A. Paton and W. A. Paton, Jr., *op. cit.*, p. 185.

17) W. A. Paton and W. A. Paton, Jr., *op. cit.*, p. 184.

18) W. T. Sunley, "Treasury Stock", *The Journal of Accountancy*, Vol. 20, Dec. 1915, pp. 427-429.

生じないと主張されることになるのである。

Paton によれば、自己株式の取得は社外株式が減少して、未だ発行されていない授權株式が増加することであり、他方、取得株式の再発行は未だ発行されたことのない株式の場合と同様に、未発行株式が減少して、社外株式が増加することである¹⁹⁾、という。

ところで、会社の金庫のなかにある授權株式は決して資産として認識しうるものではないという点において、未発行株式と自己株式とのあいだに相違はないというのである。かれによれば、既述のごとく、発行に利用しうるとのような形態の株式も、たんに資本調達の手段をあらわすのみであって、自己株式が現金支出によって取得されるということから、当該自己株式が資産を構成することにはならない。したがって、自己株式の取得を「購入」とよぶことは判断を誤らせるものであって、将来自己株式を再発行しようとする意図がある場合でも、自己株式の取得は社外株主持分を減少させたのであって、資産を取得したわけではないという解釈以外にはありえない。発行会社自身による社外株式の取得は真の意味における a purchase ——資産の交換——ではなく、また同様に、その再発行は a sale、つまりもう1つの資産の交換取引ではない。したがって、purchase にたいしては retirement, sale にたいしては issue なる語を使用することが事態を正しく表現することになる²⁰⁾、という。

かくて、社外株式の取得と再発行は社外株式の償還と授權株式の発行という、2つのまったく別個の取引であり、取得株式の再発行は原初株式発行の場合と同様、あきらかに資本調達取引として記録されるべきであり、この両取引はいつでも貸借対照表の両側面に影響を与えるものである²¹⁾、とされる。

自己株式の放出をもって株式の新規発行と同一視すべきことについては、1948年の A. A. A. の前記会計原則も「取得株式の再発行は会社の株式の原初

19) W. A. Paton and W. A. Paton, Jr., *op. cit.*, p. 187.

20) W. A. Paton, *op. cit.*, pp. 384-385.

21) W. A. Paton and W. A. Paton, Jr., *op. cit.*, p. 187, p. 205; W. A. Paton, *op. cit.*, p. 384.

発行と同様に処理されるべきである」²²⁾ことを明確に規定している。

VI Paton の資産説への反論

既述のごとく、Paton は、自己株式の取得は purchase ではなくて retirement、自己株式の放出は sale ではなくて issue と解すべきであると主張するのであるが、はたして両取引はそのように、2つのまったく異なる、独自の取引と解すべきものであろうか。

自己株式にかんする通説はすでにみたごとく、自己株式と未発行株式の同質性を1つの主要な論拠としているのであるが、そこでは両者の同質性を強調するのみで、所有する自己株式と所有する他社株式との同質性については、ほとんど検討されていないようにおもわれる。もっとも、Paton はこの問題をまったく無視しているわけではなく、たとえばつぎのごとく述べている。

資産説を支持する論者が「自己株式を借方に流動資産として計上することが正しい場合があること、すなわち、会社の財務担当者にたいして遊休資産を第1級の有価証券に投資する権限が付与されており、市場の状況からみて自社の株式が最適の投資対象であると判断した場合、かれは自社の社外株式を購入することになる。この場合には、たしかにこの取得した自己株式を良き流動資産——正味運転資本の一部——として取扱うことは適切であるわけで、もしこれと異なる処理をすれば、同社の財政状態を正しく表示しないことになるであろうし、また現金が必要とされるときにはいつでも当該株式は売却されるものであるという事実にかんがみて、流動資産以外の処理法は不便であり、不必要である」と主張する場合があることを認めて、この点についてはつぎのことを指摘すればたりるという。すなわち、遊休資金はしばしば負債の返済に利用されるけれども、しかし、それによって資産が獲得されたことにはならないこと²³⁾、

22) 「財務諸表」の7、参照。

23) 満期日に銀行で手形を決済することをもって資産の取得とはいえないのと同様に、自己株式を資産とよぶわけにはいかない (W. A. Paton, *op. cit.*, p. 385)。

会社は再度まもなく借入れをおこなうつもりで、季節的銀行借入金を返済するかもしれないが、このことから、現金支出によって入手した手形を資産とみることは正しくない (W. A. Paton

換言すれば、遊休資金が賢明に運用され、必要に応じてかかる資金を回収するために資産が利用されるということによって、利用された資金が資産に投下されたという結論をおしつけることはできないこと、また、もし自己株式が市場性ある有価証券のなかにふくまれ、流動資産として報告してよしいということになれば、これをさらに一步すすめて、未発行株式のすべてをその予想される発行価額で流動資産中にふくめても差支えないことになるのである²⁴⁾、と。

負債の返済によって資産が獲得されることにはならないとか、自己株式を資産として認めるのであれば未発行株式をも資産のなかにふくめても、おかしくはない、というような Paton の資産説にたいする反論はいささかヒステリックなひびきをもち、またかなり乱暴な議論のようにおもわれるのであるが、実はかれの主張のなかには、このほかにもなお幾つかの無理な見解がみられるのである。たとえば、鉱山会社が埋蔵鉱物の採掘によって流動化した資金を自己株式の取得に充当しつづけるならば、埋蔵鉱物がほとんど完全に掘りつくされたときに会社の所有する資産は自己株式ばかりになるということになっても、資産説によれば、当該会社の資本金は損傷を蒙っていないことになる²⁵⁾、とか、会社の資金は株式取得に利用されたのであり、取得株式はもはや実質的には発行されていないのであって、この事情は、発行済み社債が減債基金勘定によって取得（償還）される場合とまったくおなじことである²⁶⁾、こと、取得株式が資産であるとすれば、これを消却することになった場合、消却のための正式手続は資産の破壊をいみすることになるわけで、もしこれが真実であるとするれば、会社の取締役はだれ1人として消却に賛成するものはいなくなるであろう²⁷⁾、というような見解がこれである。

わたくしは、このような無理な議論によって資産説を反論しえたことにはもちろんならぬと考えるし、また、このような無理な主張をあえてしなければ

and W. A. Paton, Jr., *op. cit.*, p. 188)。

24) W. A. Paton and W. A. Paton, Jr., *op. cit.*, pp. 189-190.

25) W. A. Paton, *op. cit.*, p. 384.

26) W. A. Paton and W. A. Paton, Jr., *op. cit.*, p. 190.

27) W. A. Paton and W. A. Paton, Jr., *op. cit.*, p. 210.

ならないところに、実は資本減少説のよわさをみることができるようにおもうのである。

VII 自己株式売却益

自己株式の取引が retirement と issue という、まったく異なる独自の資本取引であると主張されることによって、この両取引からは利益は生じないという結論が導きだされることになる。

Marple は、自己株式の取得はいかなる事情のもとでも利益を生じないし、またその再発行において、その発行価額が取得価額を超える場合、その超過額は譲出資本への追加分である²⁸⁾、という。また Rufus Wixson によれば、額面法、原価法のいずれの方法によっても、自己株式の取引は留保利益を減少させることはあっても、それを増加させることは決してありえない²⁹⁾、という。

1936年のA. A. A. 会計原則には、利益剰余金は自己株式にかんする取引から生じた貸記分をふくんではならないこと、また1941年の同原則には、自己株式の再発行価額が取得価額を超える額は払込資本である、ことが明記されている。

Paton もまた、自己株式の再発行価額が取得価額を超える額をもって、当該会社の利益であるというのは俗説であって、かかる俗説を完全に打破することが必要であるとして、つぎのごとくいう。

たとえば、X社は株主Aから1株あたり20ドルで取得した株式1,000株を株主Bにたいして1株あたり21ドルで発行したとする。この場合、X社の自己株式取得取引は株主Aからみれば単純にかれの持分の清算であり、かれにかんするかぎり、その株式は償還されて、かれはこの会社にたいする持分を引出したのである。他方、株主Bの見地からすれば、当該取得株式の再発行はあきらか

28) R. P. Marple, *op. cit.*, pp. 72-74.

29) Rufus Wixson, *op. cit.*, 21-p. 34.

に投資取引であり、かれはX社にたいして21,000ドルの資金を投資したのである。この投資はかれにたいして発行された株式によって証明されているが、この第2の取引は独立した、まったく別個の行為である。X社が株主Bから受領した21,000ドルは株主Aにたいする20,000ドルの支出額に依存してはいないし、また、それによって左右されることもない。株主Bとしては、株主Aの株式が社外株式のままであり、Bにたいして発行された株式が未発行株式のプールからのものである場合とおなじ気持、もしくはおなじ条件で投資することであろう。そしてこの場合あきらかに、X社の利益が、株主Bが当事者である資金調達取引から生ずるとは誰も考えはしないであろう。さらに、株主Aから取得した株式の再発行によって1,000ドルの利益が実現するという見解は、株主Bが投資した資金のうち、1,000ドルは会社利益として処理されるべきであるとする見解に等しい。X社が株主Bにたいして、つぎのごとき覚書を送ることができるとは考えられないことである。

「今般、貴殿が当社の株主になられたことをお慶び申し上げます。当社はたしかに貴殿の投資額21,000ドルを現金にて受領しましたので、1,000株を貴殿名義として登録の上、郵送いたしました。なお、貴殿払込額のうち、1,000ドルを当社の当期利益として処理したことを御報告申し上げます。その理由は、貴殿の投資額は、貴殿名義株式の前の所有者が過日引退されたときの当社の支出額を1,000ドル超過するからであります。」

株主Bとしてはこの文章の後段の部分を読んで困惑し、事業会社よりも、むしろ精神病院に投資するの愚をおかしたと考えても無理のないことである³⁰⁾と。

馬場教授が「債務の支払によって取りもどした借入証券が資産ではありえないのと同様だ、という論拠から買いもどした自己株式の資産性を否定したり、自己株式が資産ならば株式消却は会社自身が会社の資産を破壊するという愚かな行為をなすことになるという議論をもってペイトンが自己の主張を根拠づけ

30) W. A. Paton and W. A. Paton, Jr., *op. cit.*, pp. 207-208.

ようとしているのは、むしろ暴論に近いときえいえる³¹⁾といわれている点については、既述のごとく、わたくしもまた同感であるが、前記俗説打破のためのペイトンの主張もまたおなじそしりを免れないようにおもわれる。かれは自己株式の取得、売却と他社株式の取得、売却の同質性に注目することなく、かえって逆に両株式にみられる取得と売却のプロセスを区別しなければならないとするのは、いかなる理由によるものであるのか、この点を説明しないかぎり、かれの主張は説得力をもちえないのである。

馬場教授がきわめて明快に指摘されるごとく、「そもそも資産は出資あって初めて成立するものであるにもかかわらず、出資と反対の行為であるところの出資証券の自己取得が資産を形成するということはおよそ自己矛盾の基だしきものと言わねばならない。ところがこの矛盾は概念や論理の矛盾ではなくして、株式会社制度そのものが含むところの事実そのもののうちに内在する矛盾³²⁾であるわけであって、それが他社株式であれ、あるいはまた自己株式であれ、証券化され、株式市場において客観的な評価をうけたものである以上、擬制資本＝擬制的資産³³⁾としての有価証券としては両者に何らの相違もみられるものではない。このことから、自己株式の取引は資産取引であり、したがってまた他社株式の取引によって売買益が生ずるとまぎにおなじ意味において、自己株式の取引によってもまた売買益が生ずるといわなければならないのである。

ところで、この取引は前述のごとき矛盾にかんがみて、その反面においては資本減少の意味をもっているのであろうかという点については、わたくしは疑問を禁じえない。何故かといえば、自己株式と未発行株式との同質性や、会社は自身の株主になりえないこと等を理由として、自己株式の取得を資本の減少とみる見解は、株式の発行、未発行等の技術的側面の皮相的観察に終始して、一たん発行された株式のもつ、社会経済的、客観的性格を看過している点に重大な欠陥があるといわなければならないからである。

31) 馬場克三、自己株式の資産性について、「産業経理」第17巻第5号、昭和32年5月、18ページ。

32) 馬場克三、前掲論文、17ページ。

33) 別府正十郎、「資本金計の経済理論」昭和39年、160ページ。

既述のごとく、わがくにの商法は原則として自己株式の取得を禁止しているのであるが、しかしそれは資本維持、株式会社の健全性および投機的弊害の排除を目的とした立法政策的理由によるものであって、会社が会社自身の構成員とはなりえないとする論拠によるものでないことは、商法学者の有力な見解であるようにおもわれる³⁴⁾。そこでは株式は「一箇の有価物である有価証券」もしくは「財産的価値を主とする流通証券」として株式市場において転転流通している以上、自己株式を取得することは理論的に不可能なことではないとされているのである。

重要なことは、したがって、自己株式と未発行株式の同質性というごとき、株式の技術的側面ではなくして、自己株式たると他社株式であるとを問わず、同様に付与されている株式の社会経済的、客観的性格の認識がどれほどなされているかということであり、この点を軽視したり看過することによっては、事態の正しい理解は不可能であるといわなければならない。そして資本減少説の難点はまさにこの点にあるのである。

このようなわけで、わたくしは自己株式を資産として計上し、その取引によって生ずる売却価額の取得価額を超える差額は他社株式の場合とおなじように、有価証券売却益として処理すべきであると考えてるのであって、自己株式の資産性はまさに株式のもつ社会経済的性格によって規定されたものにほかならないのである。

34) 石井照久、「会社法」上巻、昭和43年、186ページ；田中誠二、「会社法詳論」上巻、昭和43年、343ページ。